

みんなで取り組む中山間地域活性化総合支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、みんなで取り組む中山間地域活性化総合支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、中山間地域の活性化を図るため、中山間地域の地域資源や遊休資産を活用した移住定住、コミュニティビジネス及び地域活性化の取組を行う団体等を支援することを目的として交付する。

(定義)

第3条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 中山間地域

鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例（平成20年鳥取県条例第63号）及び鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例第2条第1項第4号の規則で定める地域を定める規則（平成20年鳥取県規則第91号）に定める地域。

(2) コミュニティビジネス

県民等が中心となって地域が抱える課題を解決に導こうとする事業。

(3) 広域的な地域運営組織

小学校や地区公民館単位など集落単位を超えた広域的な地域単位で活動を行う地域運営組織で、市町村が認定している団体。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業は、次に掲げるものとする。

(1) 地域活性化支援事業

(2) 中山間地域コミュニティビジネス支援事業

(3) 地域遊休施設活用支援事業

(4) 中山間地域資産シェアリングシステム導入事業

(補助対象経費、補助率等)

第5条 前条に規定する事業の補助対象経費、補助事業者、事業実施主体、補助率、補助限度額等は、別表に定めるとおりとする。

2 事業実施主体は県内に在住、若しくは企業等においては県内に事業所を有する者とする。

(補助金の交付)

第6条 県は、第2条の目的の達成に資するため、第4条の事業について、次に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

(1) 補助事業を行う市町

(2) 別表の第4欄に掲げる者に対し、その者が行う補助事業(以下「間接補助事業」という。)に係る補助対象経費(補助事業に要する同表の第2欄に掲げる経費をいう。以下「間接補助対象経費」という。)の額の一部又は全部について間接補助金を交付する市町。

(3) 別表の第4欄に掲げる者で、第4条第1項(1)又は(2)のソフト事業のみを実施する者

2 本補助金の額は、補助対象経費の額(仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。)を除く。)に別表の第5欄に定める率(以下「補

助率」という) を乗じて得た額 (同表の第 7 欄に定める額を限度とし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。) 以下とする。ただし、各事業において広域的な地域運営組織を対象とする場合は、市町は、補助事業に要する別表第 2 欄に掲げる経費の額 (仕入れ控除額を除く。) から、当該補助事業に伴う収入 (本補助金を除く。) の額を控除した額のうち、市町が負担又は別表第 4 欄に掲げる事業実施主体へ市町が補助する額の 3 分の 2 (同表の第 7 欄に定める額を限度とし、千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。) を県が負担する方式を選択できるものとする。

- 3 前第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、本補助金以外の規則に基づく補助金及び交付金の交付対象となる事業については、本補助金は交付しないものとする。
- 4 なお、鳥取県産業振興条例 (平成 23 年 1 2 月鳥取県条例第 6 8 号) の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、原則として県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第 7 条 本補助金の交付申請時期は下記のとおりとする。

事業区分	交付申請の時期
地域遊休施設活用支援事業	原則として審査結果の通知日から 1 4 日以内 (県の休日は算入しない)。ただし、市町の予算措置が未定の場合、予算決定後速やかに申請するものとする。
地域活性化支援事業 中山間地域コミュニティビジネス支援事業 中山間地域資産シェアリングシステム導入事業	原則として、事業開始の 2 0 日前まで。

- 2 規則第 5 条の申請書に添付すべき同条第 1 号及び第 2 号に掲げる書類は、様式第 1 号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第 2 項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額 (以下「仕入控除税額を含む額」という。) の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第 8 条 本補助金の交付決定は、原則として交付申請を受けた日から 2 0 日以内に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第 2 号によるものとする。
- 3 知事は、前条第 3 項の規定による申請を受けたときは、第 6 条第 2 項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額 (変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。) から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(間接交付の条件)

第 9 条 本補助金の交付を受けた市町 (以下「補助事業者」という。) は、第 6 条第 1 項に規定する間接補助金 (以下「間接補助金」という。) を交付するときは、その交付を受ける者 (以下「間接補助事業者」という。) に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定 (これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。) に準じた内容の条件を付さなければならない。

第 1 1 条、第 1 2 条 (第 4 項を除く。)、第 1 3 条から第 1 5 条まで、第 1 6 条第 2 項後段、第 1 7 条、第 2 5 条及び第 2 6	補助事業者等	間接補助事業者
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	様式第 2 号による	補助事業者が定める

条	知事	補助事業者
	様式第3号による	補助事業者が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第4号による	補助事業者が定める
	様式第5号による	
	補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金

(着手届を要しない場合)

第10条 規則第11条第3号の知事が別に定める場合は、同条第1号又は第2号に規定する補助事業等以外のすべての補助事業等に係る場合とする。

(承認を要しない変更)

第11条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、次の各号に定めるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額又は2割以上の減額を伴う変更
- (2) 事業対象地域(地区)の変更
- (3) 事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる変更

2 第6条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(間接的な変更等の承認)

第12条 補助事業者は、第9条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第3号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

2 第7条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の別に定める変更等を定めるに当たっては、次に掲げる変更等を定めてはならない。

- (1) 間接補助事業に係る前条第1項に定める変更
- (2) 間接補助事業の中止及び廃止

(指示等の報告)

第13条 補助事業者は、第9条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

(完了届を要しない場合)

第14条 補助事業については、それが規則第15条第1項第1号に該当するものであっても、常に同項ただし書に規定する場合に該当するものとする。

(実績報告の時期等)

第15条 規則第17条第1項の規定による報告(以下「実績報告」という。)は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日又は間接交付の中止若しくは廃止の日から20日を経過する日と、当該年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日とする。ただし、本補助金の全額が概算払いにより交付された場合にあっては、交付決定年度の翌年度の4月20日とする。
- (2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月10日とする。

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1

号によるものとする。

- 3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第3号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（間接補助金の支払い）

第16条 補助事業者は、間接補助事業に係る本補助金の支払いを受けたときは、その支払いを受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者を支払わなくてはならない。

（財産の処分制限）

- 第17条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間）とする。
- 2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。
 - （1）取得価格又は効用の増加価格が500千円以上の機械及び器具
 - （2）その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの。
 - 3 第8条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

（間接的な財産処分の承認）

- 第18条 補助事業者は、第9条の規定により付した規則第25条第2項の規定に準じた内容の条件に基づき、財産の処分の承認をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- 2 第8条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。
 - 3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項ただし書の期間を定めるに当たっては、前条第1項に定める期間より短い期間を定めてはならない。
 - 4 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項第4号の財産を定めるに当たっては、前条第2項に掲げる財産を定めなければならない。ただし、当該財産以外の財産を定めることを妨げない。

（収益納付）

- 第19条 補助事業者は、交付事業により取得し又は効用の増加した財産の処分により、自ら又は間接補助事業者収入のあったときは、当該収入があったことを知った日から5日以内に、知事にその旨を報告しなければならない。
- 2 前項の場合において、知事がその収入の全部又は一部に相当する額を県に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなければならない。

（財産に関する書類の保管）

第20条 補助事業者は、事業により取得した財産について、処分制限期間を経過するまでの間、財産管理台帳及びその他関係書類を整備、及び保管しなければならない。

（雑則）

第21条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、鳥取県みんなを取り組む中山間地域活性化総合支援事業実施要領に定めることとし、そのほか必要な事項については元気づくり総本部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 「鳥取県みんなで支え合う中山間地域づくり総合支援事業費補助金交付要綱」(平成24年4月2日付第201100202662号鳥取県企画部長通知)は廃止する。

別表(第5条、第6条関係)

1 事業区分	2 補助対象経費	3 補助事業者	4 事業実施主体	5 県補助率	6 市町負担	7 補助限度額
(1)地域活性化支援事業	<p>・地域の伝統文化の伝承、景観・環境の保全、都市部との交流など地域の誇りを再生・発展させる取組や地域産業の発掘・発展及び復活のための取組等に係る以下のソフト又はハード経費</p> <p>【ソフト事業】</p> <p>(1)地域の伝統行事・伝統芸能の復活、都市農村交流の実施、地域産業の発掘・発展及び復活等に係る経費</p> <p>(2)1件あたりの取得価格が500千円未満の備品、機械、器具等に係る経費</p> <p>(3)その他事業に必要な経費</p> <p>【ハード事業】</p> <p>(1)空き家や古民家などの改修などによる交流施設整備、伝習施設の整備、集会所のバリアフリー化、小型農業機械・設備導入等に係る経費</p> <p>(2)ハード整備と一体的に整備される500千円未満の備品購入等に係る経費</p> <p>(3)その他事業に必要な経費</p>	<p>【ソフト事業】市町又は事業実施主体</p> <p>【ハード事業】市町</p>	<p>・市町</p> <p>・市町長が必要と認める個人事業者、企業、広域的運営組織、NPO、集落等</p>	<p>【ソフト事業】 2分の1(※1)</p> <p>【ハード事業】 3分の1(※1)</p>	<p>【ソフト事業】 任意</p> <p>【ハード事業】 6分の1以上</p>	<p>1事業当たり(※2)</p> <p>【ソフト事業】 1,000千円</p> <p>【ハード事業】 3,000千円</p>
(2)中山間地域コミュニティビジネス支援事業	<p>・地域資源を活用した加工品製造・販売、農家レストランの開店、宿泊施設の開設などの取組に係る以下のソフト又はハード経費</p> <p>・買い物支援以外の、配食サービス、安否確認、墓参り代行等の便利業など、地域の実情に応じた共助や生活サービスの取組に係る以下の経費</p> <p>【ソフト事業】</p> <p>(1)新商品の企画・販売促進又は営業に係る経費</p> <p>(2)PRイベント開催等に係る経費</p> <p>(3)1件あたりの取得価格が500千円未満の備品、機械、器具等に係る経費</p> <p>(4)その他事業に必要な経費</p> <p>【ハード事業】</p> <p>(1)事業に必要な施設、機械、設備、器具、備品等の購入又はリースに係る経費</p> <p>(2)ハード整備と一体的に整備される500千円未満の備品購入等に係る経費</p> <p>(3)その他事業に必要な経費</p>	<p>【ソフト事業】市町又は事業実施主体</p> <p>【ハード事業】市町</p>	<p>(ただし、地域産業取組については農協等生産組織は除く)</p>	<p>【ソフト事業】 2分の1(※1)</p> <p>【ハード事業】 3分の1(※1)</p>	<p>【ソフト事業】 任意</p> <p>【ハード事業】 6分の1以上</p>	<p>1事業当たり(※2)</p> <p>【ソフト事業】 1,000千円</p> <p>【ハード事業】 3,000千円</p>
(3)地域遊休施設活用支援事業	<p>・地域における遊休施設(空き店舗、空き校舎、空き倉庫等)を活用して、ハード・ソフトの両面から総合的に地域活性化に取組むために必要な以下の経費</p> <p>【ソフト事業】</p> <p>(1)地域活性化のための行事等に係る経費</p> <p>(2)その他事業に必要な経費</p> <p>【ハード事業】</p> <p>(1)遊休施設の改修等に係る経費</p> <p>(2)事業に必要な施設、機械、設備、器具、備品等の購入又はリースに係る経費</p> <p>(3)ハード整備と一体的に整備される500千円未満の備品購入等に係る経費</p> <p>(4)その他事業に必要な経費</p> <p>ただし、取組に当たっては、ソフト、ハードの両方の活用を要件とする。</p>	市町	<p>・市町</p> <p>・広域的運営組織、NPO、集落、その他住民団体等</p>	2分の1	3分の1以上	1事業当たり 10,000千円
(4)中山間地域資産シェアリングシステム導入事業	<p>・遊休化した又は遊休化する可能性のある農林地、宅地、建物等の管理が放棄される前に所有者の意向を把握あるいは、必要な者への情報提供するために必要な以下の経費</p> <p>(1)所有者の意向を把握するための調査費(印刷費、郵送費、報酬、旅費、委託等調査に必要な経費)</p> <p>(2)移住者等の利活用希望者等への情報発信に要する経費(ホームページ作成等に要する経費)</p>	市町	市町	2分の1	—	1事業当たり 1,000千円

※1 広域的運営組織が事業主体となる場合は、市町は、別表5欄の補助率と「市町が補助する額の3分の2を県が負担する方式」のいずれかを選択することができる。

※2複数のエリアにおいて、エリア毎に施設等を整備する場合は、1エリア分を1事業とする